（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、主任為替実査官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任為替実査官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　財務省の所掌事務に係る外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関する制度の企画及び立案に関すること（投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

三　国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること（投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

［四・五　略］

［号を削る。］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

3　［略］

4　投資企画審査室は、外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務をつかさどる。

5　投資企画審査室に、室長を置く。

6　［略］

7　［略］

8　［略］

9　主任為替実査官は、命を受けて、第六項の検査を実施し、並びに為替実査官の行う事務を整理する。

10　為替実査官は、命を受けて、第六項の検査を実施する。

（上席法務監査官及び法務監査官）

第百八十四条の三　関東財務局に、上席法務監査官二人以内を、近畿財務局に、上席法務監査官一人を、関東財務局に、法務監査官十四人以内を、近畿財務局に、法務監査官十一人以内を置く。

［２・３　略］

（統括証券検査官）

第百九十条の三　関東財務局に、統括証券検査官十八人を、近畿財務局に、統括証券検査官三人を、東海財務局に、統括証券検査官二人を、北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（外国為替室及び為替実査室並びに外国為替調査官、主任為替実査官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室及び為替実査室並びに外国為替調査官二人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任為替実査官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　財務省の所掌事務に係る外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること。

［四・五　同上］

六　外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

3　［同上］

［項を加える。］

4　［同上］

5　［同上］

6　［同上］

7　主任為替実査官は、命を受けて、第四項の検査を実施し、並びに為替実査官の行う事務を整理する。

8　為替実査官は、命を受けて、第四項の検査を実施する。

（上席法務監査官及び法務監査官）

第百八十四条の三　関東財務局及び近畿財務局に、上席法務監査官それぞれ二人以内を、関東財務局に法務監査官十四人以内を、近畿財務局に法務監査官十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（統括証券検査官）

第百九十条の三　関東財務局に、統括証券検査官十七人を、近畿財務局に、統括証券検査官三人を、東海財務局に、統括証券検査官二人を、北海道財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

2　［同上］